

令和6年度地域包括支援センターの事業評価

地域包括支援センター（以下「センター」という）は、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、その機能を発揮するためには、業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要である。

こうした観点から、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第4項において、センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、同条第9項において、市町村は、定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされており、厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」に評価指標が示されている。

この評価結果を地域包括支援センター運営等協議会において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（予算要求、定員要求、業務改善など）の検討を行うこととされている。

評価分野	活動目標（市町村の立場）		改善が必要な項目	活動目標（センターの立場）		改善が必要な項目
1. 地域包括ケアシステムの構築・推進	1-1 市町村の目指している地域包括ケアシステムの構築において、市町村が計画的にセンターを活用する。			1-1 市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する。		
2. 組織・運営体制	2-1 評価結果およびそれをもとにした運営協議会の議論やセンターとの協議を踏まえて、事業の実施方針や支援・指導方針を策定し、それを実施できる予算を確保する。			2-1 市町村の実施方針に従って、センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る。		
	2-2 実施方針に基づいてセンターが効果的に運営できるように、人員配置や人材育成に取り組む。			2-2 センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う。		
	2-3 高齢者等が必要な時にセンターを利用するように、センターの周知を行う。			2-3 センター職員の人材確保および育成を図る。		
	2-4 地域包括支援センターの認知度に応じ周知する。	認知度を評価していない。認知度が十分でない場合は、世代や属性などに応じ周知方法を変えるなどの対応が必要である。 どのように認知度を評価するか検討する。		2-4 市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する。		
	2-5 センターが個人情報保護等に留意しながら運営できるように体制支援を行う。					
	2-6 組織・運営体制に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。					
3. 総合相談支援事業	3-1 センターが総合相談支援事業を適切にできるよう、総合相談支援体制の構築に取り組む。			3-1 地域包括支援ネットワークを構築する。		
	3-2 センターにおける相談件数や相談内容を把握して、相談支援体制の改善を図る。			3-2 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす。		
	3-3 総合相談支援事業に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。			3-3 家族介護者支援に取り組む。		
	3-4 複合的な課題を持つ世帯等への総合相談支援を行う。			3-4 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する。		
4. 権利擁護事業	4-1 センターが権利擁護事業を遂行するための体制構築に取り組む。			4-1 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う。		
	4-2 権利擁護事業に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。					
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	5-1 センターが包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を適切に行うための体制を支援する。			5-1 担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う。		
	5-2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。			5-2 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う。		
6. 地域ケア会議	6-1 地域ケア会議のすべての機能を発揮する地域ケア会議の体系を構築し、すべての機能を果たす。			6-1 センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。		
	6-2 地域ケア会議の運営の仕組みを構築し、関係者に周知する。			6-2 地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する。		
	6-3 地域ケア会議を有効に活用する。					
	6-4 地域ケア会議の運営において、センター等と協働する。					
	6-5 地域ケア会議に係る取組・活用等。					
	6-6 地域ケア会議に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。					
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	7-1 センターや介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施できるよう体制を構築する。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の「公平性・中立性確保のための指針」「委託する際のセンターの関与の指針」を作成していない。 2つの指針について検討する。		7-1 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する。		
	7-2 介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法を定め運営する。			7-2 介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合を評価する。	改善率の評価をしていない。 今後評価できるよう検討する。	
	7-3 居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定。					
	7-4 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。					
8. 包括的支援事業	8-1 包括的支援事業（社会保障充実分）を推進するために、センターの活動を位置づけ、その支援を行う。			8-1 事業間連携を推進する。		
	8-2 包括的支援事業（社会保障充実分）に関するアウトプット指標または中間アウトカム指標を設定。					
	8-3 生活支援コーディネーターとの連携。					
9. その他	9-1 高齢者の見守りに関する取り組み。					
	9-2 業務継続計画（BCP）の策定等。					